

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第843回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和2年3月6日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【緊急時対策所】

- 緊急時対策所用燃料地下タンクから緊急時対策所用発電機への燃料給油に関して、免震重要棟、免震重要棟遮蔽壁からの悪影響、タンクローリの作業場所の確保等について説明すること。
- 緊急時対策所のチェン징グエリアについて、通常待機時はどの状況まで準備されているか明確にした上で、作業着手から必要となる資機材、手順等を整理して説明すること。
- 緊急時対策所内の圧力を制御・調整する排気隔離ダンパについて、対象機器を明確にした上で、手順と系統図を整合させること。
- 先行審査プラントを踏まえ、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）から緊急時対策所空気浄化送風機への切替えに係る判断基準の定量化を検討すること。

【重大事故等対策における共通事項】

- 同時発災時の指揮命令の混乱を避ける観点から、中央制御室における2号炉の指揮・命令が、廃止措置中の1号炉の影響を受けることなく行えるよう、体制を検討すること。また、同時火災発生時の初期消火体制についてもあわせて整理して説明すること。
- 大津波警報発生時の対応として、敷地近傍で地震が発生した場合と敷地遠方で地震が発生した場合とで対応を分けているが、適切に判断できるような手順を作成すること。

【通信連絡設備】

- 大規模損壊時等の常設の有線設備が使用できない場合を考慮して、緊急時対策所から現場への有線での通信連絡手段として、中継コード等の数量を検討すること。

以上